

令和6年7月吉日

各 位

(公社) 愛媛県紙パルプ工業会

断裁機の特別安全教育講習会ご案内

ご存じでしょうか？断裁機オペレータは、安全講習を受ける必要があります。

労働安全衛生法では、第59条等で、断裁機を使用する事業者は、雇い入れ時に安全又は衛生のための教育を行う事。断裁業務に従事する人は、特別教育を受けなければ就業できないと定められています。

昨年に引き続き、断裁機のトップメーカー・イトーテック(株)の協力を得て、法令に対応した特別教育(安全講習)を、下記のとおり開催することといたしました。

断裁機業務に従事する方で、未受講の方は、受講いただきますようご案内いたします。

記

- 1 日 時 令和6年9月13日(金) 9時～18時(休憩含む)
(後日、2時間程度の実技講習を行う予定です)
- 2 場 所 川之江ふれあい交流センター 大会議室 四国中央市川之江町4069-1
- 3 講 師 岐阜県製本紙工工業組合 田中 稔 氏
- 4 受講料 会員10,000円・非会員15,000円/人(テキスト・資料代含む)
- 5 申込先 (公社)愛媛県紙パルプ工業会 Tel:0896-58-2055/Fax:0896-58-6240
E-Mail:info@e-kami.or.jp
- 6 締 切 令和6年8月30日(金)

愛媛県紙パルプ工業会事務局行 Fax:0896-58-6240

断裁機特別安全教育講習会申込書

事業所名			
所在地	〒		
担当者職氏名	Tel 番号		
	Fax 番号		
受講者氏名	所属役職		
受講者氏名	所属役職		
受講者氏名	所属役職		
受講者氏名	所属役職		
受講者氏名	所属役職		

2024/7/5

2024年度断裁機オペレーターに対する 特別教育「学科教育」実施のご案内

愛媛県紙パルプ工業会
協賛 イトーテック株式会社

断裁機をお持ちの事業主の皆様へ

断裁機は「労働安全衛生法第59条第3項」及び「労働安全衛生規則第36条2」に基づき、労働省から『断裁機使用にあたっての特別教育(学科8時間以上・実技2時間以上)を受けていない者に断裁機を使用させてはならない』との指導がなされています。
愛媛県紙パルプ工業会では、断裁機オペレーターを対象に学科教育を開催いたします。断裁業務に従事する方で未受講の方は全員、受講頂きますようご案内いたします。

紙断裁機を使用されている皆様へ

使用頻度に関係なく、紙断裁機をご使用されている皆様は「特別教育」の受講が必須となっています。今回のご案内は学科のみとなっておりますが、実技も受講していただく必要があります。後日、実技受講の日を設定させていただきますので、別途ご案内させていただきます。

特別教育を必要とする危険有害業務一覧表

安規 36 条号別	対 象 業 務【労働安全衛生法第 59 条第 3 項 労働安全衛生規則第 36 条】
1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
2	動力プレスの金型、シャーの大部又はプレス機械・シャーの安全装置・安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
4	高圧（直流 750V 超・交流 600V 超～7,000V 以下）・特別高圧（7,000V 超）の充電電路・その支持物の敷設などの業務。低圧（直流 750V 以下・交流 600V 以下）の充電電路（対地電圧 50V 以下及び感電による危害を生じるおそれのないものを除く。）の敷設、修理の業務等 詳細は安規第 36 条第 1 号参照
4 の 2	対地電圧が 50 ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
5	最大荷重 1 ト未満のフォークリフト運転業務（他に道交法適用有り）
5 の 2	最大荷重 1 ト未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務（他に道交法適用有り）
5 の 3	最大荷重 1 ト未満の不整地運搬車運転業務（他に道交法適用有り）
6	制限荷重 5 ト未満の揚貨装置運転業務
6 の 2	伐木等機械の運転業務（他に道交法適用有り）
6 の 3	走行集材機械の運転業務（他に道交法適用有り）
7	機械集材装置の運転業務
7 の 2	簡易架線集材装置の運転業務
8	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務
9	機体重量 3 ト未満不特定場所を自走できるものの運転業務（他に道交法適用有り） ・令別表 7 の 1 号（整地運搬積込機） ①ブルドーザー②モーターグレーダー③トラクターショベル④ざり積機⑤スクレーパー⑥スクレープドーザー ・令別表 7 の 2 号（掘削機） ①パワーショベル ②ドラグショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・令別表 7 の 3 号（基礎工事機） ①くい打ち機 ②くい抜き機 ③アースドリル ④リバースサーキュレーションドリル ⑤せん孔機 ⑥アースオーガー ⑦ペーパードレーンマシン ・令別表 7 の 6 号（解体用機械） ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機
9 の 2	令別表 7 の 3 号（基礎工事機、上記参照） 自走できないものの運転業務
9 の 3	同上 （ 同上 ） 自走できるものの作業装置の操作業務
10	令別表 7 の 4 号（締め用機械） ローラー運転業務（他に道交法適用有り）
10 の 2	令別表 7 の 5 号（コンクリート打設用機械）の作業装置の操作業務
10 の 3	ボーリングマシン運転業務
10 の 4	建設工事の作業で使用するジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転業務
10 の 5	作業床の高さ 10m 未満の高所作業車の運転業務
11	動力駆動の巻上げ機の運転業務（電気ホイスト・エアホイスト・これら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）
13	令第 15 条第 8 号の軌道装置等運転業務（除く鉄道事業法又は軌道法適用のもの）
14	小型ボイラー取扱業務
15	つり上げ荷重 5 ト未満のクレーン・つり上げ荷重 5 ト以上の跨線テルハの運転業務（除く移動式クレーン）
16	移動式クレーン（つり上げ荷重 1 ト未満）の運転業務（他に道交法適用有り）
17	デリック（つり上げ荷重 5 ト未満）の運転業務
18	建設用リフトの運転業務
19	玉掛業務（1 ト未満のクレーン、移動式クレーン及びデリック）
20	ゴンドラの操作業務
20 の 2	作業室、気こう室へ送気するための空気圧縮機の運転業務
21	高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務
22	気こう室への送気・排気の調整を行うためのバルブ又はコックの操作業務
23	潜水作業への送気調節を行うバルブ又はコックの操作業務
24	再圧室の操作業務
24 の 2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛等業務（令別表 5 の四アルキル鉛等業務）
26	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務
27	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理業務（除く第一種圧力容器）
28	エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影業務
28 の 2	加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域における核燃料物質又は使用済燃料（汚染物を含む）の取扱業務
28 の 3	原子炉施設の管理区域内における核燃料物質又は使用済燃料（汚染物を含む）の取扱業務
28 の 4	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された物であって、電離則第 2 条第 2 項に規定するものの処分の業務
28 の 5	電離則第 7 条の 2 第 3 項の特例緊急作業に係る業務
29	粉じん則第 2 条 1 項 3 号の特定粉じん作業に係る業務
30	ざい道等の掘削作業、ざり、資材等の運搬、覆土のコンクリート打設等の作業に係る業務
31	産業用ロボットの可動範囲内において行う教示等又はそれらを行う労働者と共同して可動範囲外にて行う当該教示等に係る機器の操作業務

32	産業用ロボットの可動範囲内において行う検査等又はそれらを行う労働者と共同して可動範囲外にて行う当該検査等に係る機器の操作業務
33	空気圧縮機を用いて行う自動車（除く2輪自動車）のタイヤの空気充てん業務
34	廃棄物焼却施設（ダイオキシン類特別措置法）におけるばいじん、焼却灰等を取り扱う業務
35	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
36	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う焼却灰等の取扱業務
37	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
38	土壌等の除染等の業務及び特定線量下業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）
40	ロープ高所作業に係る業務
41	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）（2019.2.1から）

法令に対応した安全な断裁技術が学べる

学科と実技の特別教育 (断裁セミナー)

学科教育及び実技教育の内容と講習に求められる時間 (安全衛生特別教育規程より)

種別	科目	範囲	時間
学科	プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は完全囲いに関する知識。	プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は完全囲いの種類、構造及び点検。	2時間
	プレス機械又はシャーによる作業に関する知識。	材料の送給及び製品の取出し、プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの異常およびその処理。	2時間
	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整等に関する知識。	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整。	3時間
	関係法令。	法、令及び安衛則中の関係条項。	1時間
実技	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整。	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整。	2時間

断裁機特別教育 (断裁セミナー) 講師のプロフィール

講師：田中 稔 Minoru Tanaka

愛知県印刷工業組合にて新入社員教育、製本工程講師。愛知県製本工業組合にて製本教室講師。他、図書館などでの講義多数。岐阜県製本紙工工業組合所属。



イトーテック株式会社

本社 愛知県大山市舟田10-4 TEL 0568-67-5311 FAX 0568-68-0495 〒484-0912
 東京支店 東京都板橋区中台1-31-1 TEL 03-5920-2161 FAX 03-5920-2171 〒174-0364
 大阪支店 大阪府茨本新町3-29 TEL 06-6618-5335 FAX 06-6618-5337 〒577-0022
 四国営業所 愛媛県四国中央市新宮町上山3307 TEL 0896-72-2020 FAX 0896-72-2050 〒789-0302

福岡サービスセンター 福岡市東区箱崎6-1-6 TEL 092-651-6031 FAX 092-631-1746 〒812-0051
 札幌サービスセンター 札幌市中央区北一条西18-1 TEL 011-611-7221 FAX 011-611-7224 〒060-0001
 新潟サービスセンター 新潟市横越中央1-11-10 TEL 025-385-2059 FAX 025-385-3701 〒950-0208
 仙台サービスセンター 仙台市宮城野区岡田渡通1-132-7 TEL 022-258-1758 FAX 022-258-1793 〒983-0003

イトーテックホームページ
<https://www.itotec.co.jp>
 E-mail info@itotec.co.jp

